

平成 29 年度健康関連産業ビジネスモデル構築支援事業 公募要領

札幌市では、健康・福祉分野の産業振興を図るため、「健康」をキーワードとして、医療・介護・食・IT・ものづくりなどの分野で新規事業を展開する取組に対して、安定的なビジネスモデル構築のためのハンズオン支援を実施します。

1 対象事業

(1) 対象分野

ヘルスケア関連産業

※医療・介護・食・IT・ものづくり分野などに関連して、「健康」をキーワードに、付加価値のある商品・サービスの創出を行う取組。

(2) 応募事業の条件

事業計画・資金計画が具体化されており、自らが事業化を予定していること。

(3) 採択件数

3 件（予定）

2 支援対象者の応募資格

札幌市内に事業所を有する、中小企業、団体、NPO、個人事業主、創業予定者等（以下「企業等」という。）、又はコンソーシアムとし、下記（1）、（2）の条件を満たす者としてします。なお、下記ア及びイのいずれかの場合は市外の企業等でも応募できるものとします。

(1) 市税を滞納していないこと

(2) 反社会的勢力との関係を有していないこと

【市外企業等で対象となる場合】

ア 事業実施場所が札幌市内であり、かつ札幌市内で事業継続を行う場合

イ 札幌市内の中小企業等が代表者となるコンソーシアムの場合

※ 「中小企業」とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者としてします。

※ 「団体」とは、5人以上の構成員を有し、自主的かつ自発的な運営を行っている組織とします。また、定款、規約、会則等の定めにより活動を実施していること、及び原則として1年以上の活動実績があることを必要とします。

※ 「NPO」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人とします。

※ 「創業予定者」とは、応募時から1年以内に創業（企業、NPO、個人事業主）を計画している者としてします。

※ 「コンソーシアム」とは、事業を行う際に、目標達成のために、複数の企業等が連携し事業を実施す

3 支援の期間

採択者の支援期間は、支援対象者の決定通知日から平成 30 年 2 月末までの間で、合計約 8 か月間を予定しています。

4 支援内容

(1) 経営コンサルタント等、専門家によるビジネスモデル構築支援

安定的ビジネスモデル構築のため、新事業・創業を専門分野とする経営コンサルタント・専門家（中小企業診断士等）を 1 事業 1 名以上専属担当として配し、ビジネスモデル構築のための事業課題の抽出、課題解決を図るハンズオン型の経営指導を行います。専属担当専門家の支援に係る費用は予算内において原則として本事業で負担します。

【想定する具体的支援内容】

- ・月1回程度の担当専門家による個別支援を基本としたビジネスモデル構築指導・助言。
 - ・希望に応じ、その他専門家によるビジネスモデル構築指導・助言。
- (支援例) ビジネスモデル構築の課題整理、事業計画ブラッシュアップ、資金調達・販路拡大・ネットワーク支援等

- (2) 事業実施のための経費支援 [限度額:合計100万円、対象経費の1/2以内]
新規事業を安定的かつ円滑に行ううえで、ビジネスモデルの構築に必要となる費用を補助します。補助対象期間は、「3 支援の期間」と同様です。
- (3) 相談窓口の開設
本事業に関わる応募・採択、採択後の事務手続きの支援など、各種お問い合わせ・ご相談に対応するワンストップの相談窓口（事務局）を開設します。

5 応募方法

募集期間内に、以下の書類を持参または郵送で提出すること。

- (1) 応募申込書（別紙1）・コンソーシアム構成書（別紙2）・事業計画書（別紙3）・補助事業収支予算書（別紙4）
※共通書類：応募申込書・事業計画書・補助事業収支予算書
※事業計画書は、A4サイズ10枚までとし、任意の補足資料の提出も可とします。
※コンソーシアムで応募する場合は、コンソーシアム構成書（別紙2）を提出してください。
- (2) 応募者及びコンソーシアム構成企業の過去2年間の決算関係書類
※損益計算書・貸借対照表・（製造原価報告書）等。創業後2年を経過しないものについては、過去1年間分の決算関係書類を提出してください。

6 応募締切・提出先

- (1) 応募締切 平成29年6月1日（木）17:00【必着】
- (2) 提出先
【札幌市委託先】
〒060-8640 札幌市中央区大通西3丁目11番地
株式会社北海道二十一世紀総合研究所
「健康関連産業ビジネスモデル構築支援事業」事務局
TEL:011-231-3053 e-mail:health@htri.co.jp 担当 河原、清家、小山
※ 提出書類は返却できません。
※ 応募者の個人情報、選考や結果通知などに関する以外には使用しません。
- (3) 応募書類のダウンロード
各種様式については、札幌市経済観光局ホームページからダウンロードしてください。
[URL] <http://www.city.sapporo.jp/keizai/healthcare/business-model.html>

7 支援対象者の選定

- (1) 第一次審査：書類審査
第一次審査として、選考委員による書類審査を実施します。書類審査後、全ての応募者に対して、採否をお知らせします。
※書面審査は2週間程度を予定。
- (2) 第二次審査：プレゼンテーション審査
・会 場 札幌市役所本庁舎会議室（札幌市中央区北1条西2丁目）
・実施時期 平成29年6月中旬頃

※会場および実施時期は書面審査後に通知します。

・実施内容 プレゼンテーション (8 分間) 及び質疑応答 (10 分間)。

※出席者は2名までといたします。

※パワーポイント等を使用される場合は事前に事務局にご連絡のうえ、データを送付またはご持参ください。パソコン、プロジェクター等は会場にご用意しております。

(3) 最終結果

平成 29 年 6 月下旬を目途に、郵送で結果を通知します。

(4) 審査基準

実現可能性、市場性・成長性、新規性・創造性、札幌市産業・経済への寄与度、継続性など

8 経費支援について

補助対象となる経費は、事業計画遂行上の課題克服等に係る費用など、本事業のビジネスモデル構築に直接必要となる諸経費のみです。

本事業のハンズオン支援において、担当する専門家に係る費用は、予算内において原則として事務局が負担します。補助要件については、以下を参照し、疑問点等があれば 5 ページ記載の相談窓口にご相談ください。

(1) 補助対象経費

採択事業実施にかかる経費のうち、以下のものを対象とします。

報償費	外部専門家・技術指導員等に係る技術指導費及びコンサルタント費など、事業実施に必要な報償費用
原材料・消耗品費	事業実施に必要な原材料及び副資材等の購入、及び消耗品費
通信・運搬費	切手、宅配料等の経費
機器リース費	事業実施に必要な機器リース費。事業実施期間外を含む場合、事業実施期間中の分の金額のみを計上できる。
機器購入費	機器・設備等の購入に要する経費 ※機器購入費は 単価 50 万円未満のものを対象とする。 ※パソコン、プリンタ、コンピュータ周辺機器、デジタルカメラ等の汎用物品、他の用途に併用できる特定用途向け物品は、原則として補助対象外とする。
施設及び設備等賃借料	施設や設備等の賃借に要する経費
外注費	各種調査業務を外部に委託する経費、試作・商品パッケージ等外注加工費、試験・検査分析等の外部委託費
旅費・交通費	事業従事者の旅費。講師等招聘旅費。単価及び支給基準は、各社の規定等を準用のこと
広告宣伝費	必要な広告宣伝費など
その他の経費	上記に掲げるもののほか、市長が必要かつ適当と認める経費

※ 次のものは補助対象経費となりませんので注意してください。

- ・土地及び建物の購入または借り上げ料等に係る経費
- ・施設等の改造費、既存設備・機械の使用料、固定資産税、水道光熱費等
- ・食糧費、接待費、会食費等の個人消費的経費
- ・他の用途との併用となっている旅費
- ・支出を確認できない経費

※ 留意事項

- ・補助対象経費には消費税は含まれません。
- ・振込手数料は、本事業に必要な経費のみ計上できます。
- ・コンソーシアムの構成者同士の取引は、原則として計上できません。
- ・補助対象経費は、補助実施対象期間内に発注・請求・支払いが完了する経費とします。

(2) 補助額について

- ア 補助率
補助対象経費の 1/2 以内
- イ 補助額
100 万円以内

(3) 補助金の交付について

- ア 提出書類
採択者については、すみやかに以下の書類を提出いただきます。
 - ① 補助金交付申請書
 - ② 申請者及びコンソーシアム構成企業等の商業登記簿謄本
※団体・個人の場合、代表申請者の「住民票」
 - ③ 申請者及びコンソーシアム構成企業等の直近の市税の納税証明書 (※)
※札幌市内に事業所のある場合のみ必要となります。
(法人の場合：法人市民税分、個人の場合：市民税分)
 - ④ その他、市長が必要と認めるもの
必要に応じて、札幌市より提出を指示する場合があります。

イ 補助金の支払い

原則として精算払いとなります。事業終了後に「事業完了報告書」及び精算に必要な書類（下記参照）を提出していただき、実施結果を確認の上で最終的な補助金額を確定します。その後、申請者（コンソーシアム内の代表者）からの請求に基づき、指定する口座に振り込みます。

(4) 実績報告及び精算について

- ア 事業完了の報告
事業終了後すみやかに、「事業完了報告書」に必要書類を添付して、提出していただきます。

イ 精算について

- ① 補助金の精算には、原則として、見積書・発注書・納品書・請求書・領収書等の添付が条件となります。
- ② 旅費については、当該団体の旅費規程がある場合はそれに準じ、無い場合は実費とし、支払いが確認できる書類及び旅費規程、出張報告書などの添付が必要となります。（旅費規程の有無に関わらず、特別車両料金、特別船室料金、特別席料金等は除く）

9 支援事業全体の流れ（予定）

【応募・採択】

応募締切 平成 29 年 6 月 1 日 (木) 17:00 【必着】
支援対象者の決定 平成 29 年 6 月下旬
担当専門家の決定 平成 29 年 6 月下旬

【支援対象期間】

ビジネスモデル構築ハンズオン支援 平成 29 年 6 月下旬～平成 30 年 2 月下旬
(8 ヶ月間)

事業推進会議 平成 29 年 11 月予定
(採択事業の進捗状況や事業推進に向けた計画等を、有識者等により確認・アドバイスする会議においてご報告していただきます)

※その他、ビジネスモデルの普及に寄与する機会（各種メディアへの記事掲載や、関連セミナー等でのプレゼンテーション等）を提供します。

10 留意事項

(1) 対外的な公表

支援対象者として選定された場合、提案事業者名や事業概要等について公表いたします。

応募内容に特別なノウハウや営業上の秘密事項等がある場合には、応募者の責任で権利の保全をするものとしますので、予めご了承ください。

また、当該分野の振興のため、各種報告会等への参加協力を依頼することがあります。

(2) 支援終了後の状況報告

支援対象者は、事業終了後の 3 年間、求めに応じて事業の取組状況、売上・雇用などの事業成果について札幌市に報告すること。

(3) 他の補助制度との関係

国や北海道など、他の補助制度（補助金・助成金・委託費など）を活用している場合（活用予定の場合を含む。）に、これら補助制度によって便益を受け、または受けようとする経費については、本事業において重複して申請することはできません。

(4) 不正・違反があった場合

本公募要領の内容に違反した場合や、虚偽の申告・不正があったと認められる場合には、支援対象者としての決定を取り消し、補助経費の全部または一部の返還を求める場合があります。

11 各種お問い合わせ・相談窓口

【札幌市委託先】

〒060-8640 札幌市中央区大通西 3 丁目 11 番地

株式会社北海道二十一世紀総合研究所

「健康関連産業ビジネスモデル構築支援事業」事務局

TEL:011-231-3053 e-mail:health@htri.co.jp 担当 河原、清家、小山

受付時間：平日 9:00～17:00